

「1 対象期間」に記載した終期から1か月以内に提出してください。

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 様

申請者 住所 〒320-〇〇〇〇
栃木県宇都宮市埴田1丁目〇番〇号
氏名 栃木株式会社
代表取締役 栃木 太郎
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

県からの「交付決定」通知に記載された日付・文書番号を記載してください。（「額の確定」通知日ではないため、ご注意ください。）

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金状況報告書

令和〇年〇月〇日付け栃木県指令労政第△△△号で交付決定のあったとちぎ賃上げ環境整備促進補助金（以下「本補助金」という。）に係る事業場の賃金の状況について、とちぎ賃上げ環境整備促進補助金交付要領第17条の規定により、次のとおり報告します。

1 対象期間について

第3条に定める賃金額を引き上げてから令和〇年〇月〇日（※）まで

※次のア・イのうち、いずれか遅い日を記入してください。

ア：賃金引上げ日から6か月間経過した日

イ：実績報告書の提出日の前日

例）R8.4.1に賃上げ、R8.10.20に実績報告書を提出した場合

ア：R8.10.19（実績報告書提出日の前日）

イ：R8.10.1（賃上げから6か月経過日）

→ アとイを比較し、遅い日であるR8.10.19が対象期間の終期となります。

この場合の対象期間は、「令和8年4月1日から令和8年10月19日まで」となります。

2 対象期間における解雇等※の有無について

（該当あり・該当なし）（注）いずれかに○を記入

3 本補助金申請に係る賃金引上げを行った労働者の賃金の状況について

賃金引上計画に基づいて、令和〇年〇月〇日に引き上げた額の賃金を引き続き支払っている。

4 添付書類

2及び3に該当する労働者の対象期間中の賃金台帳の写し

「1 対象期間」における賃金の状況を確認するため、少なくとも当該期間の賃金が把握できる賃金台帳の写しを提出してください。

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引き下げを行った場合